

シンポジウムのご案内

テーマ「子どものための面会交流の実現を目指して」

日 時 11月16日（金）9：30～12：00

場 所 JRホテルクレメント高松3階飛天

高松市浜ノ町1番1号

TEL 087-811-1111

平成23年の民法改正において面会交流が明文化されてから、弁護士が、離婚事件等で面会交流事件に関わることが多くなってきました。今後益々、面会交流事件が増加することが予想され、面会交流事件を担当する弁護士が、面会交流についての理解を深めることが必要になってきています。

また、調停等において面会交流の合意がなされても、実際に面会交流が実施されなければ意味がなく、当事者のみならず弁護士にとっても、実際に面会交流が実施されているか否かは重要な関心事です。

そこで、本シンポジウムでは、第1部として、面会交流及び面会交流を支援する第三者機関についての造詣が深い立命館大学法学部教授の二宮周平氏をお招きし、基調講演をいただきます。

また、第2部として、二宮氏の他、5年前から香川県において面会交流支援を行っているNPO法人面会交流支援センター香川の亀井美早子氏、面会交流事件を多数経験している大阪弁護士会の苅井順子弁護士をお招きして、パネルディスカッションを行います。パネルディスカッションでは、弁護士が面会交流事件を受任する場合の視点や活動内容、面会交流支援団体の活動等につき議論を交わしていただきます。

本シンポジウムは、面会交流について理解を深める絶好の機会です。皆様、奮ってご参加ください。